

世田谷区保健所使用条例施行規則の一部改正について

1 主旨

保健所では、区民の健康保持及び公衆衛生の向上を図るため、検査等を実施している。実施にあたっては、世田谷区保健所使用条例施行規則に定める使用料を徴収しているが、令和2年度の診療報酬が改定されたことに伴い、検査等の使用料を改定したので報告する。

2 料金改定があった検査項目

	検査項目	旧料金	改定後料金
1	血液化学検査 (LDL コレステロール、 $\gamma$ -GT、中性脂肪等)	(10項目以上) 890円	(10項目以上) 870円
2	感染症免疫学的検査 HIV-1、2抗体定性	940円	920円
3	微生物核酸同定・定量検査 クラミジア、トラコマチス核酸検出	1,630円	1,580円
4	機械的歯面清掃処置 (歯口清掃)	540円	560円
5	スクレーリング (歯石除去)	3分の1顎 1回につき 540円	3分の1顎 1回につき 570円

3 施行日

令和2年4月1日

4 周知

検査の受付をしている総合支所健康づくり課窓口で、表示等を行う。